

一・日本企業の黒字割合二五・二%の中で当社のお客様は六四%の黒字割合を達成。

国税庁の発表では、平成二三年度の日本企業の黒字割合は二五・二%と史上最悪となった。

歴史的に見ると、昭和三〇年代は高度成長時代に入り今とは逆に七〇%が黒字で、昭和四〇年代も六〇%以上が黒字であったが、昭和四八年の第一次オイルショックを受けて昭和五〇年には五〇%台に突入し、昭和五〇年後半から昭和六〇年代には四五%前後となった。

平成に入り、バブル景気時には一時五〇%台に回復したが、バブル崩壊後の平成四年に再び四〇%台となり、平成六年には三〇%台に入り、平成二〇年のリーマンショックから二〇%台に突入し、以後連年下がり続けています。

こんな中で当社のお客様の黒字割合は六四%と、全国平均の二・五倍を達成することができた。この第一の要因はお客様の大変な努力の結果ではあるが、当社のいくつかの経営支援業務が多少なりとも御役に立ったので

はと自負している。そのいくつかを列挙してみると、

一・月次巡回監査を通した月次決算の実施率九三%。

二・経営計画の作成指導を創業以来強力に行い、経営計画作成企業は八〇%を超える黒字化率となっている。

三・年間五〇回を超えるセミナー、勉強会を開催し、経営者自身が勉強し、学んだことを実践に移される。それとともに素晴らしい講師やポジティブな経営者同士の出逢いは大きな触発と影響を受け、自己を成長させる機会となっている。

ちなみにお客様で作って頂いているTACT経営研究会に加入しておられるお客様は六九%の黒字で、役員については七五%が黒字となっている。勉強する経営者は伸びる証しでもある。

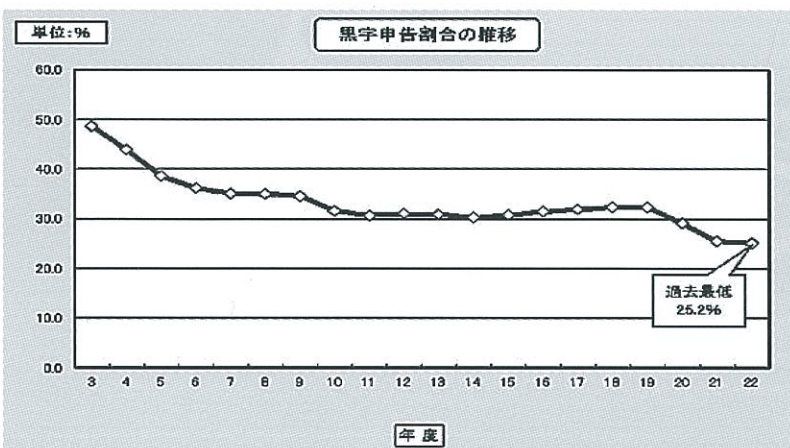
二・金融円滑化法の再延長はない。期限は一年弱

昨年は、東日本大震災、福島第一原発事故、欧州の財政金融危機、タイの大洪水、超円高等日本経済にとって大変厳しい状況であり、

本来ならば企業倒産が続出してもおかしくない経済情勢であったが、倒産件数は例年を下廻った。しかし、現実には金融円滑化法でかろうじて生きながらえている企業が少なくないと言っても過言ではない。金融庁の発表によると、今年三月末までの金融円滑化法の実行件数は合計で約二八四万九千件、金額で七九兆円にもなっている。金融円滑化法は「問題を先送りしているだけ」と言われている。二〇一〇年四月に施行され、当初は一年間のみの予定であったが、その後二回（二〇一三年三月まで）延長されたが、先送りの限界に達しつつある。事実、返済条件の変更（リスク）後に再リスクを余儀なくされる企業や、それとなく経営破綻に至る事例も増えている。金融庁の改訂された地域金融機関向けの監督指針では、「事業の持続可能性が見込まれない顧客企業」に対しては、「債務整理」や「自主廃業」に協力することを要請している。このことは、同法のもとでリスクが無限に繰返されるわけではなく、金融行政当局も円滑化法の限界を認識している証であり、今後円滑化法が止まると、問題を先送りしてきた企業が行き詰ることとなる。

また、健全企業であっても売掛金の保全など万全の注意を払うとともに、中小企業向け融資の不良債権の増加が引き金となり、さらにGDPの2倍にもなる国家債務は、いつ金融危機に発展するかも解らない。地域金融機関の大再編へつながる可能性がある。そうなると中小企業への影響として、融資枠が減り、融資の審査基準が一層厳しくなることは必須である。その意味からも金融円滑化法の再延長は今回が最後で、その間に、打つべき手をしっかりと打って経営、財務の健全化を図らねばならない。残された期間は一年を切ったと自覚する必要がある。大至急行動を起こしていただきたい。

当社も経営コンサルティング部を中心に、精一杯の再生支援を行う組織体制とした。大至急連絡を!!



国税庁ホームページより